

基礎研 レポート

共済事業・少額短期保険の現状 (2021年度まで)

収支・資産状況を中心として

保険研究部 主任研究員 安井 義浩
(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

1—はじめに

人の生命や病気・ケガに関する保障を担う事業は、保険会社以外にも、共済事業や少額短期保険などが行なっている。筆者は、生命保険会社の販売業績や収支状況については毎年、全体状況をレポートしてきているが、そのほかの事業の状況はどうなっているのか、保障事業全体の中でどれほどの規模をもっているのだろうか。数年に一度程度、こうした事業の概況をみておくことにする¹。

特に、財務的な側面、例えば資産構成や収支状況を中心に見ていくことにする。

2—保険と共済、少額短期保険の相違点などを復習する

保険、共済、少額短期保険は、似たような事業である。同じものとみていていいのか、何か異なるのか、といった点については、何をみたいか比べたいかによって変わってくる。例えば、利用者の視点から、ある仕組みに加入してお金を支払い、事前に定められた「事故」が起きた時にはお金を受け取る仕組と見る場合には、全く同じものである。

主に共済組合のホームページ等で、共済と保険の違いとして、「保険は営利を目的とするものだが、共済は純粋に助け合いである」と説明されていることが多い。設立時の理念や経緯については、それはその通りであろう。やがて大規模な組織になってきた場合には、保険会社と似たような運営にもなってくることも考えられるが、ある職域だけの共済や小規模な共済では、そうした面が色濃く残っているのは確かである。

ただしそう説明するのであれば、保険会社の中には「保険株式会社」と「保険相互会社」とがあり、「株式会社は営利目的だが、相互会社は相互扶助である」という建前であり、保険相互会社については共済との違いがなくなる。

¹ 前回は2017年3月

結局、財務状況や数理的な仕組みのみに着目する限り、ほぼ同じものであり、根拠とする法律や同じことだが監督する官庁がどこか、によって違う、という程度と書いても差し支えない。ただし規模によって、提供する保障の種類によって幾分違いがあってそれが法律上反映されている点もある。

法律上の立場やそこで定められた実施団体の制限や取り扱う制度の制限などによって、少額短期保険も含めて、主な相違点をまとめると、下の表のようになる。

【保険、少額短期保険、共済の主な相違点】

	生命保険会社	少額短期保険会社	共済事業(例)	
			農業協同組合等	生協の共済等
監督官庁	金融庁	金融庁	農林水産省 (各都道府県)	厚生労働省
根拠となる法令	保険業法	保険業法	農業協同組合法	消費生活協同組合法
参入規制	免許制	財務局による登録	認可	認可
	最低資本金(基金)10億円	最低資本金1000万円	最低出資総額1億円 (連合会10億円)	最低出資総額1億円 (連合会10億円)
	商号制限あり		名称制限あり	名称制限あり
生損兼営	不可	可	可	
事業規模制限	-	年間保険料50億円まで	-	
対象となる加入者	不特定	不特定	原則として組合員	
保障金額の制限	法令上なし	一部制限あり	法令上なし	一部制限あり
		(死亡保険金300万円以下など)		
保障期間	-	生命・医療保険1年、損害2年	-	
資産運用	原則自由	預貯金・国債地方債等に限定	一部規制あり	
セーフティネット	あり	なし	なし	
	(生命保険契約者保護機構)	ただし、供託金1000万円より		
保険料控除制度	適用可	適用不可	適用可	

監督官庁や根拠法が異なるとか、事業組織の形態が異なること、など制度そのものを論ずる場合は確かに重要な相違点もある。

仕組としては同じとはいえ、実態としては共済のほうが比較的少額で短期の保障であるといったような傾向はあるように見えるが、これも次に挙げるような個々共済団体によって様々である。

なお、少額短期保険には、生命保険料控除制度が適用されないというのは、同じ保障事業の存在意義といった位置づけ上、事業者にとっては少々不満かもしれないが、少額短期であるがために保険料そのものが比較的少額であって、実際の取り扱い上はそれほど問題にはならず、したがって気にする必要性が低いとも考えられる。

これはあくまで日本の法律上の仕組みの話であるが、例えば日本の保険会社では、保険業法上、生命保険事業と損害保険事業を、同一会社で取り扱うことはできないため、子会社を作って参入といった形態になっている。もともとは、例えば人の生死を対象とする生命保険と、自動車事故の補償をする自動車保険とでは扱うリスクが異なることから出てくる、運営の違いや収支・配当の区別があいまいになることを防ぐという考え方であった。現在でも保険会社では生損保兼営は認められていないのだが、子会社による参入ができることになっている（例えば〇〇損害保険株式会社が、子会社で△△生命保険株式会社をもち、グループとして一体で事業を行う、など）。

一方で共済・少額短期保険会社においてはそうした分離の必要はなく、ひとつの共済組合（等）で両方の保障が取り扱われている。おそらくは、当初から保障の内容が比較的単純なものであったり、保障金額がそれほど大きくなかったりなどの事情から、異なるリスクを同時に引き受ける弊害が比較的小さいからであろう。

逆に現状では、日本の大手の保険グループにおいて、取り扱う商品（保障、医療保険、外貨建保険など）によって、あるいは地域（海外での事業）に応じて、いくつもの保険会社をもち、損害保険会社や、少額短期保険会社までもつということになってきている。

そのため、特に一つの会社でいくつもの事業を行う方向にはなさそうだが、今やリスク管理が高度化しており、どちらでも適切に運営できるのではないかという気もする。

また、用語の区別として、保険会社の場合には、加入者が支払うのを「保険料」と呼ぶが、共済の場合には「共済掛金」と呼ぶ、同様に「保険金」は「共済金」に、「配当金」は「割戻金」になどの違いがある。さらに耳慣れないのは保険会社では提供するの「保険商品」であるが、共済における対応する用語があまり見当たらず、しいていえば「(共済の) 仕組」と呼ぶ。営利事業ではないという考え方を貫けば、商品とは呼びにくい（では保険相互会社の場合はどうなる？）。

そうした理念に敬意を表して本稿でもできる限り区別していきたいところだが、記述が繁雑にもなるので、両者まとめて言及する場合などで、どちらか一方で表現することもあるだろうが、適宜以上のように読み替えて理解されるようお願いしたい。（なお実際には共済のホームページなどでさえ、「商品」という表現をしているところも見受けられる。適度に簡明な用語が見当たらないためであろう。それでも全く誤解は生じないと思われるが、理念に偏執する人やテーマに対しては、表現に気を遣う必要があろう。）

3——共済事業編

1 | どんな実施団体があるか

まずは、共済を実施している団体についてだが、まずは以下の表を見て頂くのがいいだろう。

設立根拠となる法令の違いにより分類すると、「特別法によらない共済団体」「特別法による共済団体」とがある。

この特別法とは、「農業災害補償法」「漁業災害補償法」「漁船損害補償法」を指し、その名の通り、

農業・漁業の収穫・漁獲補償を行なうもので、これらは国が行なう一種の社会保障制度である。共済団体としては各地の農業共済組合、およびその連合体としてのNOSA I 全国、各地の漁業共済組合と全国漁業共済組合連合会、漁船保険組合と漁船保険中央会がある。これらは農業・漁業に従事する方々以外にはなじみのうすいものかもしれない。生命共済は取り扱っていないようである。

「特別法によらない共済団体」のほうをさらに分けると、各種の協同組合法によるものと、地方自治法によるものがある。

【各法律に基づく主な共済団体】²

根拠法	根拠法の所管庁	主な共済団体	
農業協同組合法	農林水産省	農業協同組合	全国共済 農業協同組合連合会(JA共済連)
水産業協同組合法		漁業協同組合	全国共済 水産業協同組合連合会(JF共水連)
消費生活協同組合法	厚生労働省	生協の共済	全国労働者共済 生活協同組合連合会(こくみん共済coop<全労災>)
			日本再共済 生活協同組合連合会(日本再共済連)
			全国 生活協同組合連合会(全国生協連)
			日本コープ共済 生活協同組合連合会(コープ共済連)
			全国大学生協共済 生活協同組合連合会(大学生協共済連)(※)
			全国共済 生活協同組合連合会(生協全共連)
			全国電力 生活協同組合連合会
			全国交通運輸産業 労働者共済生活協同組合
		労働者生協	日本郵政グループ 労働者共済生活協同組合
			電気通信産業 労働者共済生活協同組合
			教職員 共済生活協同組合
		職域生協	全国郵便局長 生活協同組合
			全国酒販 生活協同組合
			全国たばこ販売 生活協同組合
			全国町村職員 生活協同組合
			生活協同組合 全国都市職員災害共済会
			警察職員 生活協同組合
			防衛省職員 生活協同組合
			生活協同組合 全日本消防人共済会
地域生協の共済	神奈川県民共済生活協同組合		
中小企業等協同組合法	経済産業省		全日本火災 共済協同組合連合会(日火連)
			全日本自動車 共済協同組合連合会(全自共)
		中小企業福祉 共済協同組合連合会(中済連)	
		開業医 共済協同組合	
	国土交通省		全国トラック交通 共済協同組合連合会(交協連)
	農林水産省		全国米穀販売事業 共済協同組合
			日本食品衛生 共済協同組合
地方自治法	総務省		(公社)全国農業共済協会
			(公財)都道府県会館
			(公社)全国市有物件災害共済会
			(一財)全国自治協会
			(公社)全国公営住宅火災共済機構
			(公財)特別区協議会

※ 大学生協共済連は2022年9月末に解散し、coop共済連が共済事業を譲受しているため、現時点では単独では存在しない。

(日本の共済事業ファクトブック 2020 および共済年鑑 2023 年版を参考に筆者作成)

² 共済組合や実施している共済の正式名称については、上のようになかなか長いものが多いので、略称したりする場面もあるだろうが、例えば「全共連」といったら、これはJA共済連のことであって、似たような響きだが、全国生活協同組合連合会や全国共済生活協同組合連合会ではない。また「神奈川県民共済」は、全国で始めて「県民共済」を始めた独立した共済である一方、その他の「〇〇県民共済」は〇〇県の認可により設立され、全国生活協同組合連合会が元受を行なっている共済であり、全く別物であるが、歴史的経緯からこうなっている。ちなみに神奈川県の上記〇〇県民共済にあたるものだけは「全国共済」という名である。なお神奈川県についてはさらに別に「かながわ県共済」というのがあり、これは全日本火災共済協同組合連合会の一構成員である。個々の話にはここで踏み込む予定はないが、実際に加入する場合など、いったいどれのことを指して言っているのか明確にしないと、トラブルの元であろう。

地方自治法によるものは総務省が所管で、例えば各都道府県会館などが災害共済を取り扱っており、自動車共済も行なっている全国自治協会の例がある。

協同組合法によるものを、根拠法により分類すれば、農業協同組合法、水産協同組合法（以上、農林水産省）、消費生活協同組合法（主に厚生労働省）、中小企業等協同組合法（都道府県、経済産業省、国土交通省など）があり、それぞれの所管省庁が監督している。

2 | どんない共済種類があるか

	生命	年金	傷害	火災	自動車	その他(注3)
JA共済連	○	○	○	○	○	○
JF共水連	○	○		○		
こくみん共済coop<全労災>	○	○	○	○	○	○
ユープ共済連	○			○(注1)		
大学生協共済連	○			○(注2)		
全国生協連	○		○	○		
生協全共連	○		○	○		
神奈川県民共済	○		○			○
日火連	○		○	○	○	○
交協連					○	○
全自共					○	
中済連	○					○
開業医						○
NOSAI全国				○		○

(参考)

生命保険会社	○	○	○			○
損害保険会社		○	○	○	○	○

(注1) こくみん共済coopの共済事業規約による共済

(注2) 2019.4より募集停止

(注3)共済のその他

JA共済連	財形、賠償責任、ボランティア活動、
こくみん共済coop<全労災>	慶弔、個人賠償責任
神奈川県民共済	賠償
日火連	休業対応応援、労働災害補償、所得保障、休業補償、中小企業総合賠償責任
交協連	労働災害補償
中済連	労働費用
開業医	開業医共済休業保障制度
NOSAI全国	農作物、家畜等

(日本の共済事業ファクトブック 2020 を参考に筆者が一部省略・追記して作成)

それぞれの共済団体が取り扱っている保障の内容（共済種類）はもちろんそれぞれ異なる。主に行なわれているのは、火災共済、生命共済、傷害共済、自動車共済、年金共済、その他ということのようだ。

うち「その他」の例としては、財形、賠償責任、所得補償、NOSAI全国の農作物等々にかかる共済などがある。主な共済団体について取扱例を示したものが以下の表である。なお、詳しくは「平成30年度版 商品研究 主要共済と少額短期保険」(新日本保険新聞社)に、主な共済が取り扱う「商品」の記載があるので、参照されたい。

生命共済については、当然定期共済（一定期間、掛け捨ての死亡保障）、養老共済（死亡保障に加え、満期時、まとまった共済金を受け取れるもの）、終身共済（死亡時まで保障が継続）、医療共済（入院・通院の保障）といったところを中心に、様々なバリエーションと、共済掛金の払い方（月払・一時払といった種類）が存在する。あるいは団体生命共済などもあるところは、ほぼ生命保険会社と同じ状況である。

年金共済については、規模の大きな一部の団体が取り扱っている。長期間にわたる資金運用が必要なので、これを取り扱うためには、資産運用やリスク管理体制について、相当程度しっかりしたものをもっていなければならない。そのため小規模の組織にとっては比較的難しく、実施できるのは規模が大きいところに限られているということだろう。この場合、資産運用リスクとともに、終身年金を扱う場合には長寿リスク（加入者が想定より長生きして年金を受け取ることにより、積立金の不足が生じる恐れ）にも注目しておく必要があり、高度なリスク管理体制が期待されるだろう。同様に「その他」に属するような特殊な種類を取り扱うならば、それを扱うだけの相当のノウハウが必要であろう。

またついでに損保分野についても触れておくと、自動車共済について同様のことがいえるが、こちらは資産運用というより、事故発生率の見積もりや、査定などの事故対応のノウハウに高度なものが求められる。

3 | 共済事業の概況

まずは共済事業の規模を中心とした概況をみる。

組合員数は、共済以外の事業を利用している人数も含むので、組合等の規模の目安にすぎないが、一応見ておくと、コープ共済連が2,483万人で最も多く、以下全国生協連、全労災、J A共済連が1000万人以上である。共済に限ってみれば、以下の総資産、共済掛金、支払共済金といった指標はJ A共済連が圧倒的に大きな規模で、共済全体のほぼ8割となっている。

総資産については、J A共済連につぐものは、規模としては10分の1以下ではあるが、全労災、全国生協連、コープ共済連、J F共水連と続き、J A共済連の総資産58兆円は、生命保険会社でいえば、かんぽ生命67兆円、日本生命76兆円に匹敵する規模である。（なお参考として損害保険会社の規模も挙げてみたが、取り扱う保険として掛け捨てが多い損害保険会社においては、総資産、保険料収入といった規模では、さほど大きくなくて当然ではある。）

受入共済掛金は、取り扱う共済種類に生命共済の比率が高ければ、またさらに年金や財形など貯蓄性のものがあれば、金額としては比較的大きくなっている。支払共済金についても同様である。

【2021年度実績】	万人		万件		億円		億円		億円		億円	
	組合員数	構成比	契約件数	構成比	総資産	構成比	共済金額	構成比	受入共済掛金	構成比	支払共済金	構成比
JA共済連	1,042	13.0	5,004	36.9	581,927	86.5	2,872,522	30.0	50,296	73.2	38,086	79.1
JF共水連	27	0.3	54	0.4	4,513	0.7	44,561	0.5	484	0.7	464	1.0
全労災	1,390	17.4	2,789	20.6	40,365	6.0	2,288,761	23.9	5,510	8.0	3,110	6.5
ユブ共済連	2,483	31.1	882	6.5	5,234	0.8	130,864	1.4	2,063	3.0	725	1.5
大学生協共済連	154	1.9	74	0.5	318	0.0	9,700	0.1	96	0.1	34	0.1
全国生協連	1,904	23.8	3,102	22.9	10,262	1.5	1,995,089	20.8	7,026	10.2	3,722	7.7
生協全共連	139	1.7	93	0.7	601	0.1	76,063	0.8	121	0.2	38	0.1
神奈川県民共済	75	0.9	107	0.8	590	0.1	43,596	0.5	207	0.3	87	0.2
日火連	159	2.0	68	0.5	823	0.1	68,501	0.7	145	0.2	74	0.2
交協連	2	0.0	99	0.7	1,346	0.2	-	-	370	0.5	210	0.4
全自共	62	0.8	89	0.7	478	0.1	-	-	297	0.4	152	0.3
中済連	20	0.3	1.14	0.0	191	0.0	5	0.0	3	0.0	1.07	0.0
NOSAI全国	194	2.4	381	2.8	-	-	371,404	3.9	445	0.6	218	0.5
その他	341	4.3	800	5.9	25,756	3.8	1,674,954	17.5	1,694	2.5	1,234	2.6
合計	7,992	100.0	13,543	100.0	672,404	100.0	9,576,020	100.0	68,757	100.0	48,154	100.0
(対前年度増加率)	(0.2%)		(▲0.4%)		(0.4%)		(▲1.3%)		(▲0.1%)		(▲0.8%)	

(参考)	(保有契約高)		(保険料等収入)		(保険金等支払金)	
生命保険会社		4,196,966		9,296,913		314,367
日本生命(単体)		765,675		1,533,927		37,091
かんぽ生命(単体)		671,748		652,284		55,493
損害保険会社		328,007		-		47,441
東京海上日動(単体)		95,648		-		11,930

(共済年鑑 2022 年度版 (2021 年度事業概況)、インシュアランス統計号より筆者作成)

・資産構成

共済組合の資産構成は、いくつかの共済を例にとってみると、次ページのようになっている。

一般には、資産構成は、事業の目的や共済種類の資金の性質に相応しいものとするはずであり、場合によっては、その主旨を実現すべくそれぞれの法律でも規制される。例えば消費生活協同組合法では、簡単にいえば、1年を超える期間の共済事業に対応する資産のうち、株式、外貨建資産はそれぞれ資産総額の30%までとされていたりする。とはいえ、次ページの表にあるように、実態としてその制限に今にも触れそうな状況でもないの、詳細は省略する。

資金の運用先は有価証券と現預金がほとんどであり、生命保険会社（特に国内大手）と異なり、貸付はほとんど行なわれていない。

有価証券の内訳については、安全な国債の占める比率が高いようである。リスクの高い資産運用あるいは、信用リスクの分析や貸付先の確保に比較的多大な人員を必要とする貸付には手を出さないとことだろう。一般には保険会社の資産運用には、株式への投資なども通じて各産業に資金を提供する役割があるとされるが、規模の小さい、あるいは限られた構成員からなる共済については、そうしたことまで面倒をみる余裕はないと思われる。安全確実な運用先であることが何よりも優先することだろう。そうした意味では、規模・組織の大きな共済では、株式や外国証券など、一定程度価格変動等リスクの高い資産の構成比もそれ相応に高い。

ただしそれだけでは年金を取り扱っている一部の共済では、有利な商品を提供できないように懸念

される。現在の超低金利の状況ではそうした差は全く目立たないが、世の中の金利が上昇してくる気配のある³中では、リスクの高い資産にも投資していく必要にも迫られるかもしれない。

あるいは、他の金融機関に資金が流れようとも、それはそれでよしとする方針かもしれない。資産構成を見る限りは、資産運用の収益性を競うよりも、資金の安全性の確保が優先のように感じられるし、経費の面からも多大なコストをかけて有利な資産運用をしたいようにはみえないからだ。それはそれで一つの考え方であろう。一般に保険会社が新規契約の獲得には相当注力しているのに比べて、共済の方は、さほどでもないという印象を受ける。むしろこうした勧誘姿勢を好む顧客も相当程度いても不思議はない。

資産構成(2021年度)

	共済A		共済B		共済C		共済D		生保1		生保2		損保1	
		2015との差		2015との差		2015との差		2015との差		2015との差		2015との差		2015との差
現預金	1.0	▲ 0.2	4.9	▲ 0.3	77.4	▲ 11.1	15.6	▲ 2.1	1.3	▲ 0.3	5.1	▲ 1.3	3.0	▲ 1.1
金銭の信託	0.4	0.3	10.2	3.8	0.0	0.0	27.4	16.3	0.0	▲ 0.0	6.7	4.7	0.0	▲ 0.7
金銭債権	0.0	▲ 0.1	3.0	▲ 1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	▲ 0.5	0.1	▲ 0.5	0.5	0.0
有価証券	93.3	1.5	69.0	▲ 3.0	18.3	12.3	48.8	▲ 12.4	84.7	3.9	79.5	1.5	83.6	4.5
貸付金	1.0	▲ 1.1	0.1	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	9.9	▲ 3.1	6.3	▲ 4.7	2.6	▲ 3.1
固定資産	0.8	▲ 0.1	1.5	▲ 0.3	0.5	▲ 0.0	2.2	▲ 0.9	2.3	▲ 0.5	0.1	▲ 0.0	2.2	0.1
その他	3.5	▲ 0.2	11.2	0.9	6.7	1.7	5.9	▲ 0.8	1.6	0.5	2.1	0.2	8.2	0.4
総資産	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0

(有価証券の内訳)

有価証券	93.3	1.5	69.0	▲ 3.0	18.3	12.3	48.8	▲ 12.4	84.7	3.9	79.5	1.5	83.6	4.5
譲渡性預金	0.0	0.0	0.0	0.0	10.2	5.6	6.2	▲ 18.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公社債	75.3	▲ 6.3	68.3	▲ 2.6	8.0	6.6	42.6	6.0	37.4	▲ 0.3	69.6	▲ 3.8	19.1	▲ 7.0
国債	66.1	0.9	47.5	7.9	0.7	▲ 0.7	24.1	▲ 0.3	33.3	1.7	55.7	1.5	12.8	▲ 6.4
地方債	4.2	▲ 3.5	6.5	▲ 0.7	3.2	3.1	8.9	3.9	1.1	▲ 0.9	6.7	▲ 4.9	0.8	▲ 0.2
社債	3.1	▲ 3.1	14.3	▲ 9.8	4.2	4.2	9.5	2.4	2.9	▲ 1.0	7.2	▲ 0.4	5.5	▲ 0.4
株式	2.6	0.7	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	13.5	0.5	0.6	0.6	26.6	2.2
外国証券	9.4	3.0	0.5	▲ 0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	29.3	1.7	6.4	1.9	37.5	9.3
公社債	4.5	0.4	0.5	▲ 0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	18.3	▲ 3.3	6.2	1.7	na	
株式等	4.9	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	5.0	0.2	0.2	na	
その他の証券	6.0	4.0	0.2	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	4.5	2.0	2.8	2.7	0.3	▲ 0.1

(各事業団体ディスクロージャー資料をもとに、一部、筆者が組み換えて作成)

・損益状況

損益状況については、共済そのものの掛金と支払金の多寡で決まる面がほとんどであり、保険会社

³ と、数年前にも同じことを書いていたが、ほとんど金利は上昇していない。

に比べて資産運用収支はあまり重要な要素ではないようだ。公表はされていない共済がほとんどだが、いわゆる3利源でいうところの危険差、費差が大部分を占めているように思われる。ただし、年金など貯蓄性の仕組を扱っている共済組合においては、今のような低金利下では、常に逆ざやのリスクを抱えているであろう。

事業費効率については、本当のところは、付加掛金がわからないと、なんともいえない。下の表では共通には、共済掛金収入に対する比率しか示せないが、これは貯蓄性の掛金の構成比次第で様子が大きく変わる。すなわち、損害共済の割合が高いところは高めにする。逆に年金など貯蓄型の共済（特に一時払）が多いと低くでてくるので、これだけで、効率の良し悪しは言えない。

(2021年度実績)

	A共済	B共済	C共済	D共済
共済掛金等収入	100	100	100	100
共済金等支払金	80.6	69.8	82.9	53.2
共済契約準備金繰入(net)	28.3	4.9	-24.5	-8.1
資産運用収益－費用	17.3	8.6	0.1	0.8
事業経費	2.1	20.4	11.4	28.4
その他経常収益－費用	-0.7	0.1	0.0	0.1
その他	-0.9	-1.5	0.0	-0.5
法人税等負担	0.7	1.7	0.3	2.5
剰余金	4.0	10.5	29.9	24.4
配当・割戻	1.8	6.4	29.1	18.5

(参考)

(%)

生保1	生保2	損保1
100	100	100
61.7	157.9	81.2
39.1	-50.8	6.3
21.1	24.8	16.1
9.5	9.9	13.0
-2.1	-0.2	0.7
-2.9	-1.3	-0.5
1.2	1.4	2.8
4.7	4.9	13.1
3.8	3.3	-

共済掛金等または保険料等収入を100としたときの比率表示

4—少額短期保険業編

少額短期保険の現状については、別途2022年2月の報告⁴に詳しいので、そちらもぜひ参照して頂きたい。ここでは、主に業績・収支面について見てみる。2022年2月10日現在、少額短期保険業者登録数は115社⁵。少額短期保険会社のつくる日本少額短期保険協会による集計⁶によれば、2021年度末の保有契約件数は1,054万件（対前年度10%増加）、保険料収入は1,277億円（8%増加）となっており、ここ数年順調に成長している。また、個々の会社についてディスクロージャーが必ずしも完全ではない中で、その他の項目にざっと目を通してみる。

2015年度末においては、少額短期保険会社合計で総資産は500～600億円といった水準のようであ

⁴ 松岡 博司「コロナ禍でも成長を持続する少額短期保険業界」（保険・年金フォーカス ニッセイ基礎研究所 2022.2.8）
https://www.nli-research.co.jp/files/topics/70186_ext_18_0.pdf?site=nli

⁵ 金融庁ホームページ 少額短期保険業者
<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shougaku.html>

⁶ 「少額短期保険 ガイドブック」（一般社団法人 日本少額短期保険協会ホームページ）
<https://www.shougakutanki.jp/general/consumer/pdf/guidebook2022.pdf>

る。資産構成はほとんどの会社が現金・預金の比率が高く、比較的 safety 確実とされる国債ですら、保有している会社はわずかである。固定資産についてはかなりもっているが業務用のようである。(投資用ではあるまい。その区別の開示はほとんどない。) 従って、現在のところ、全体としては、それほど高度なリスク管理体制は必要としないように見える。

また収支は保険料収入、保険金支払、責任準備金の増減といった保険そのものに関わるものがほとんどである。会社が小規模なこともあって事業経費が負担になっているようで、最終的な利益はほとんどでない。保険者の理念が実現し、相応の報酬があって、加入者の満足がいくのなら、事業体にそれ以上の利益も必要ないとは思いますが、まだしばらく様子を見る必要があるようだ。

業界総体としては、小さいながらも成長著しい状況にあるのだが、中には事業に行き詰まる会社もある。直近の例では、ペット保険を取り扱う、とある少額短期保険株式会社に対し、業務停止命令等⁷がなされるなどの事象があった。少額短期保険業者の監督は金融庁が行っており、更なる監督の厳格化をすべく、監督指針の改正案⁸がまもなく実施される。

内容は、財務の健全性や業務の適切性に懸念のある少額短期保険業者を早期に把握し、適切な対応を促すものでそのためのモニタリング体制等を整備するものである。

5—おわりに

近年、保険会社の方では、ERM(統合的リスク管理)や、経済価値ベースのソルベンシーに象徴されるようにリスク管理の高度化が進んできた。それは主に金融庁とその監督下の保険会社の対話や必要な指導、あるいはフィールドテストの実施によるものであった。

同じ保険会社でも少額短期保険業者については、おそらくリスク管理の高度化については、必要性が高くない面もあるだろうが、監督指針の改正をみると、まずはそもそもの業務体制をしっかりと(させる)ところから始めようという実態であろう。

共済については、先に述べたように、財務や数理的な仕組みは保険とほぼ変わるところがない面では、リスク管理も同様に高度化しなければならない、とまずは考えられる。しかし実態としては保険会社に比べると、大きなリスクがある共済や資産運用をしていないことから、保険会社並みのフル装備のリスク管理体制までは必要ないかもしれない。収益性のさらなる向上をめざしてリスクをとった資産運用を行うとか、自然災害への対応など、リスク管理の高度化が必要な分野は、それぞれの団体の特徴が反映されるものと考えられる。

また仮にそうするとすれば、必要な人員を配置する、あるいは一部業務を外部委託するなど、人員、費用などの面で大きな負荷がかかるであろう。それはやがては掛金の水準に反映されるかもしれない。共済は比較的単純な仕組みである分、掛金が低いという加入者からみた利点がある印象もあるが、そうした点に影響するかもしれない。今後の動向に注意していく必要があるだろう。

⁷ 関東財務局「ベツベスト少額短期保険株式会社に対する行政処分について」
<https://lfb.mof.go.jp/kantou/rizai/pagekthp027000007.html>

⁸ 金融庁保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)の一部改正(案)の公表について
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230131/20230131.html>